

狂犬病組織培養不活化ワクチン

平成 23 年 12 月 8 日 (告示第 2336 号) 一部改正

動生剤基準の狂犬病組織培養不活化ワクチンの 3.5.3 及び 3.5.8 に規定するところにより、これらに規定する試験を行うものとする。

また、小分製品について同基準の狂犬病組織培養不活化ワクチンの 3.3.2 の乳のみマウスを用いた試験法の規定及び一般試験法の異常毒性否定試験の規定をそれぞれ準用して試験を行うものとする。